

## 第9期第1回川崎市子どもの権利委員会

日時 令和7（2025）年11月5日（水） 18：00～19：40

場所 川崎市役所本庁舎 復元棟2階202会議室

出席委員 10人  
加藤委員長、安委員、和泉委員、金子委員、霜倉委員、  
蔣委員、高石委員、田上委員、寺島委員、山岸委員

欠席委員 0人

事務局 こども未来局青少年支援室5人  
箱島室長、湯川担当課長、内藤係長、高橋職員、圓谷専門調査員

議題等 (1) 委員長及び副委員長の互選  
(2) 諮問について  
(3) 第9期子どもの権利委員会について  
(4) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴 0人

### 1 開会

### 2 議事

(1) 委員長及び副委員長の互選

○事務局 委員会規則第3条に基づいて、立候補される方はいるか。

なし

○事務局 推薦はあるか。

なし

○事務局 事務局案を提案したいと思う。委員長に加藤委員、副委員長に安委員を提案するがいかかがか。

(異議なし)

○事務局 それでは、議事の進行を加藤委員長にお願いしたい。

(2) 諮問について

○加藤委員長 それでは、第9期川崎市子どもの権利委員会の第1回目の会議を、お手元の次第に沿って進めたいと思う。まず諮問について説明等を事務局からお願いしたい。

○事務局 資料1に基づき説明。

子どもの権利の視点に立った子どもの権利施策が、より一層求められているし、それを推進していく必要があると市として認識している。こうした認識の下、本市としても改めて子どもと大人が目指すべき姿・将来像を、子どもも大人も、それに関わる皆さんもまず共有していくことが大切だろうと考えている。まず、どういう状態が子どもの権利が尊重されている状態なのかをしっかりと考え、それを目指すべき姿をある程度明確化させた上で、そのゴールを目指してどういう目標を立てていけばよいのかというのを今回は答申としておまとめいただけたらと考えている。

本答申をおまとめいただく加藤委員長、安副委員長をはじめ委員の皆様の専門的知見や多様な視点からの検証をいただきたい。

今回の諮問については今までと視点が違って、すごく難しい課題だと認識している。意識が多様化してきている中で目指すべきものが何なのかを、皆さんから御意見をいただきながらまとめていかななくてはならないが、本当に大変なことだと思う。事務局としてもこうあるべきという正解がない時代の中で、ある程度同じゴール・目標がないと、そこに向かってみんなが進んでいけないのではというように認識をしている。答申に向けて、青少年支援室としても円滑な進行を含め、委員長、副委員長とも密に連携・協力しながら進めていきたいと思う。委員の皆様に御協力をお願いしたい。

○加藤委員長 ありがとうございます。

川崎市は、全国に先駆けて、子どもの権利条約を自治体で実行するために初めて総合条例を策定し、施策を進めてきている。川崎市の中で何が議論されているのか、子どもの権利を実現するためにどんな取組がなされているのかといった点に関しては、本当に川崎市内のみならず結構全国の自治体から注目されていると思う。そのため、この委員会から、子どもの権利の視点に立った考え方というのはどういうもので、それをどう共有してどう実現していけばいいのかといった点を発信できるよう、議論が展開できるといいと思う。

この委員会は、委員の皆様の率直な議論や質問などを大事にして進めていきたいと思う。素朴な疑問でもこの場を出していただいて、それをベースにしながら、子どもたちの声や当事者の声を大事にしながら議論を展開したいと思うので、ぜひ思っていること、感じていること、そういったものをこの会議の場を出して、皆様と一緒に対話や議論をできればと思う。

この委員会では、どう進めていくのかはこれから議論していくが、子どもの声を聞いたり、子どもの支援に携わっている方々、職員の声の聞いたりというところを大事にしている。現場に出かけていって対話調査とかヒアリング調査をしながら、それをまとめ上げて

いくという取組があるので、一般的な自治体の審議会に比べるとかなり業務量が多くなるかもしれないが、ぜひ御協力をお願いしたいと思う。

○安委員 ほかの自治体でも子どもの権利委員会に参加させていただいた経験があるが、川崎市は少しやり方が違って、本当に大変だと思う。大変な分、より充実した委員会としての活動ができるのではとも思っている。この諮問を受けて、子どもの権利が実現される様子というのを皆さんと一緒にいろいろ調べて、聞いて、議論して吟味をしながら、よりよい答申につくり上げていけたらと思う。

○加藤委員長 私のほうから、今回の諮問をどう受け止めたのかお話しして、その後皆さんの御意見を聞いていきたいと思う。

先ほど事務局からもあったように、これまでの諮問事項に比べると質的に違うところがあるので、まず今回何が問われているのかを共有できればと思う。私自身の受け止めについて説明させていただきたい。ただ、これは私の個人的な受け止めなので、いろいろ御意見があると思うが、それはまた後で伺いたいと思う。

私たちに今回問われていることとして、「子どもの権利が尊重される目指すべき姿、目標とは具体的にどんなことを指しているのか。」については、当然子どもの権利内容には色々な権利内容があるわけだが、もう少し具体的に言うとどういうことなのかというところが1つ。そして、それをどのように設定できるのかといったことが問われているかと思う。

また、諮問の理由を読んでいくと、それを実現できる仕組み、評価、検証も問われているのかと感じた。

目指すべき姿や目標については、子どもの権利を具体的に実行している現場が色々なレベルがあると思う。現場レベルというか、臨床レベルというか、実際に事業が展開されたり、子どもの支援や援助が行われたり、子どもたちと一緒に何かの活動やプログラムが行われたり、さらには子どもたちが生活している場であったり、そういう臨床レベルというところもあると思う。

そこに焦点を当てた場合には、子どものいる場において目指すべき実現すべき姿、目標は、子どもたち自身、そして子どもの身近にいる大人が共有できるような目指すべき実現すべき姿は何なのか、あるいは子どもの権利も尊重された状態ってどういう状態なのかというのがおそらく現場レベルというか、臨床レベルでも問われてくると思う。

もう一つは、それよりももう少し不特定多数の子どもを考えていく政策や施策レベルがあると思う。今回の諮問の理由の2段落目に、今回の諮問の背景が書かれていて、第8期権利委員会の答申の中で提言された事柄が一つの根拠になっている。そこに、川崎市の子どもの権利に関する行動計画があるが、その計画の自己評価について、行動計画の目標が少し抽象的で、結果としてなかなか自己評価や検証も曖昧になっていて、果たして本当に子どもの権利が現場によって実現できているのかというところまで捉え切れていないのではという提言だった。

政策とか施策レベルや、行動計画というレベルで考えると、子どもの権利を尊重する上で何を実現するために、誰が何をいつどのくらいどう実施するのか、具体的に計画レベル

でも設定することが必要とされている、または施策、事業に対する評価、検証の方法も問われていると思う。

なので、計画レベルから議論を始めるとなると取っつきづらいと思う。計画ってそんなに見ているものではないし、かなり施策内容がまとめられているものなので、計画をどうするかについても議論しなければいけないと思うが、計画の目的は現場にいる子どもたちの置かれた状態をよくしていくことが目的なので、「現場レベル」というところをしっかりと見据えながら、この諮問の答申に向けて議論できればいいと思っている。

この子どもの権利委員会は諮問に対する答申を出すのが一番大きな役割で、もう一つはこの行動計画に対する評価をするのが役割だが、この諮問について、皆さんと共有したほうがいいと思うので、質問や疑問がありましたら出していただければと思う。

○霜倉委員 この諮問を見て、何かすごい難しいなとかんじた。今日の参考資料の第8期権利委員会の報告書13ページに、8期の答申の内容が出ているが、ここの提言2の3番目、「行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要」とあるが、これに対して今期の諮問が出てきているのかと思う。8期の答申がはね返ってきて、専門的な知見を持ってそれを具体的に提示してほしいという印象を受けた。委員長からもあったように、どう具体的な内容を答申で出すのか、この行動計画をもう少し読み込まないといけないと思った。

今までも、評価をしているが、かなりの事業数になるので、果たして今まで読み込んできたかなと疑問がある。1つずつ丁寧に読み込んでやっていかないと今回の答申が難しくなってくると思い、今期は大変な作業になると感じた。

○加藤委員長 確かに資料を読み込むというところが大事だと思う。

例えば、第8期は「子どもの相談及び救済機関の利用促進」という諮問だったが、このときは実態・意識調査で、子どもたちが、相談・救済機関が川崎市内にたくさんあるし、学校なんかでも相談カードとかが配られているが、なかなか相談・救済機関につながっていかない。あるいは何か相談したいことがあったとしても相談しない子どもたちが多かった。そういう子どもたちの声や問題意識を踏まえて、第8期の諮問は出てきたと思う。霜倉委員がお話しされたように、今回はその第8期の何か答申がはね返ってきて、それをさらに突っ込んで考えてほしいといった内容なのかと思った。

○田上委員 「子どもが幸せの状態」ってどういう状態だろうと、すごく難しいと思っていて、私は多摩区で子育てサポートを始めて10年ぐらい経って麻生区に引越して、麻生区で活動しているが、現場で見る限り、例えば衣食住が欠けてしまっているのは幸せな状態ではないと思うが、衣食住が担保されているけれども、心は欠けてしまっているのも幸せな状態じゃないという、そのあたりを具体的な言葉とどういうところで調査することでより全体像が浮かんでくるかというのを考えていかなくちゃいけない。難しいということが分かった。

○加藤委員長 おっしゃるとおりで、一人一人の幸せは、主観的なものだから、押しつけ



いうのは、何か違うイメージを持っているのか。

○事務局 第7期ではこうした基本目標を設定したが、今回の諮問に当たっては、続く第4章で市が実際に施策を進めていく上で、どこに目標を置いてこの施策をどういうものややっていくかというようなところ。もう少し具体的に、例えば安心と自己肯定感の向上についてはどういうところを見れば分かるのか。諮問の文言でいうと、改めて目指すべき姿を、もう少し具体的に、それを目指して施策を進めていくというところをもう一度改めて聞くというようなことになるかと思う。

施策・体系を御覧いただくと、今までの計画があまり施策・体系は動かしてきていない。基本理念は条例の前文をそのまま基本理念としていて、それは正しいことだと思う。安委員から御指摘いただいた基本目標のところは、真ん中にあり、前文（理念）があつて、基本目標がそれに基づいてつくられていて、基本目標の下に施策がぶら下がっているという形になっていると思う。基本目標は今までの権利委員会で、視点として出てきている部分だと思うが、その基本目標の部分が、どうも後ろの部分と少し違う視点になっているのではと考えている。後ろの各事業のほうは条例の条文を追っているのだから、条文と基本目標との間の相関関係というか、リンク性というのが実はあまりよく見えないという点が今の計画の体系では、ちょっと反省点だと考えている、目指すべき姿というのは、目標というより、もっと大きなものなのではないかと。

実態として、子どもたちや親御さんたちが感じていることとか、思っていることの先にあるのを目指すべきで、計画の目標というのは、そこに対して、行き着くまでにこういう目標を立てましょうというところが本当は計画の目標にならざるを得ないのではないかと、そこよりは抽象的というか、大きな目標になってしまっているというのは、今の計画の課題であると認識している。

安委員の御質問からすると、目指すべきものというのは、計画を進めていくもっと上の状態のところにあつて、それを目標として計画の中にしっかりと位置づけて、何をやっていったら、どう図ったら目標が達成できているのか、できていないのかというのを考えていく必要があると思っている。

現状の成果指標は、なぜこの成果指標なのか、これを達成することによって、何を実現できているのかが、この指標や評価からは見えないのではと、我々も認識しているし、8期委員会でも御指摘をいただいた。本来であれば基本目標というのはそういうところに設定すべきかもしれないが、今の計画案は残念ながらそうなっていない状態であると認識している。

○加藤委員長 第7期はちょうどコロナの影響を受けた時期で、条例制定の節目となる20周年の時期だったかと思う。そのために、全体に関わるよう諮問で、「条例の検証」となったのかと思う。行動計画に関しても、子どもの権利条例に規定されている権利を保障するために、かつては多分行政が「何々をします」というような、行政を主語にした計画だったものを、子どもを主語にして、子どもの自己肯定感の向上とか、子どもが意見表明をしている状態とか、何かそういった子どもを主語にした目標にしたほうがいいのではということで、安委員が今指摘されていたような視点が出てきたと思う。それでもまだ足りな

いみいたいな感じで今回の諮問になったのかと思う。

だから、この計画自体も一応進化はしているが、まだ実際に子どもたちの置かれた状態がよくなっていくということを含めて課題があるみたいな。

○寺島委員 何かまだ落ち切っていないが、今回描く目指すべき姿みたいなところは、基本目標21ページで掲げられているような「子どもの安心」とか、「子どもの自己肯定感の向上」とかというのを前提にしつつ、それは具体的にどんな姿なのかというのを議論していくというレベル感なのか。

もうちょっと上のレベルの子どもの権利が保障された状態というのを改めて考えるということなのか。そうするとすると結構条例そのものになってしまうとも思った。

どこのレベル感の目指す姿を描くイメージなのかというのがまだわからない。

○加藤委員長 私のイメージだと、この基本目標と施策の間ぐらいのイメージを持った。これより上になると、すでに条例に規定されているようなことを実現するという話になってくる。

子どもと大人が共有できるようなものが大事だということなので、大人側で決めるだけではなく、子どもにとっても、こういう状態を目指しているんだなというところが分かるような、そういう感じが求められていると思った。

○寺島委員 描いた状態像に対して、枠組みは皆さんで今までも議論をして、ある程度できていると思う。

子どもがそういう環境が整えられたとして、それを実際に権利として、権利行使まではいなくても、権利が守られている状態になるよりは、例えば分かりやすいところでいくと意見表明権なんかは、言葉にできること自体がすごく難しかったりとかするので、それが守られるような枠組みがあったとして、実際子どもはそこに行き着けるのかみたいな、疑問を持ち直して議論していくことが必要なのかなと思う。委員長が言ったように、この目標感の姿と施策を結びつけてということが第1ステップとしてあって、その次にまたそういう議論が出てくるのかなと思った。結構道筋をつくるのは難しそうだなという印象を持った。

○和泉委員 私自身は、こういった子どもの権利に関わる部分については中野区の子ども・子育て会議で、川崎にも関わった委員からいろんな形で権利の視点というのは大事なんだなという部分については考えてきたところです。

川崎の条例を見ると、2000年に制定されて、2005年に改正をされていると、それが最後になっている。もちろん理念的なものが書かれているので、それを行動計画で実際にどう反映するかとか、実践するかというところは書いていく、そういうつくりになっているんだろうということで、それほど変える必要はないとも思う。

一方で責務という項目で、誰が当事者なのかというのが定義されていて、市・行政であり、さらに市民ということ。さらに施設の関係者があり、そしてその市民を雇っているような事業者も配慮しなきゃいけない。これは恐らく、ワーク・ライフ・バランスを崩すよ

うな働き方をさせちゃ駄目だよとか、そういう部分も含めていると思うが、それぞれの当事者が何を行動していくのか、どんな責任を果たしていくのかという部分についての視点というのが行動計画にも出てくるといいのではないかなと思う。

もう一つ、私自身、川崎では保育所の新設などに携わって、まさに川崎で生まれ育つというその一番出発点のところを何とかできないかと検討してきた。特に武蔵小杉のタワマンが多く建っている中で、保育所を増やさなきゃいけない。高架下にたくさん保育所ができたり、そういう中で、子どもたちが本当によく育つための環境ってどういうものなのか審査する委員たちも議論してきた。今、保育所の半分は園庭がなく、近くの公園に行っても順番待ちの状況だったり、帽子の色を変えて他園の園児が混ざらないように苦勞している等、そういった中でも川崎で子育てしたいという子たちがだんだん成長していってくればいいと思う。

そういった子どもたちの年齢というものに着目したときに、やはり赤ちゃんから保育園、幼稚園に通いながら、小学校に上がるというところで一区切り1つはあるでしょうし、また中学生、高校生という年代もまた変わってくる。

私は中野区の委員をやっていてちょっと気になっていたのは、いわゆる子ども・子育て会議のような福祉サイドの委員の場合には、0歳から18歳までというのを見るが、実は学校とか教育委員会は、どうも義務教育の公立学校に通っている年齢の子ばかり目が行っていて、例えば中野区の場合にも3割ほどの子どもが、小学校から中学校に進学する時点で公立学校に進学しない子たちがいる。その子たちはもう空気のように見えなくなってしまい、どうサポートしているのという話にもなってくるし、また、その地域にある私立の学校だったり、都立の学校だったり、公立学校だったりというところに通ってくる子たちともあまりコンタクトができていないというようなことがある。そういった0～18歳までという網かけをした上で、どういった年代の区分で、それぞれ当事者の子どもたちに子ども権利というものがどう浸透しているのか。

例えば公立の中学校の生徒がこの子どもの権利について勉強したので、生徒手帳の中に子どもの権利条約を印刷して挟み込ませてほしいというのを校長先生にお願いに行った。なかなか実現するまでには時間がかかったそうだが、そういうのも1つのアクションとして評価をされるべきだと思うし、また、小学生にそれを期待するのは難しい。実は中野で今年、中高生を対象にした子ども会議をやっていたが、それを今年、小学生まで拡大した。ところが、小学生はなかなか難しく、会議の途中でも、お腹すいたとか、もう席を立ちちゃったりということがあがるようで、そういうことで、なかなか年代の発達や成長の区分に応じた権利の自覚も含め、そういった様々なバリエーションが必要になってくるのかも感じている。

その点でいうと、やはり子どもの年代に着目をするといったような切り口があってもいいかなと思う。

○加藤委員長 2つの切り口というところをお話いただいた。子どもの権利を保障していく責務、義務は大人たちにあるわけで、子どもの権利を保障していく責務にある様々な人、あるいは部署、様々な専門職、それぞれの人たちが一体何を目指して何を実現することが子どもの権利を保障することなのか、ちゃんと責務を持っている人たちに届けていく

ことが1つと、もう一つは、年代をはじめ様々な状況を生きる子どもたちがいるわけなので、子どもの権利が届いている子もいれば、全然届かない子もいるかもしれない。そこも含めてしっかりと届けていけるような、そういったことを議論すればいいんじゃないかということで2つ切り口をいただいた。

### (3)第9期子どもの権利委員会について

○加藤委員長 続いて、第9期の子どもの権利委員会についてということで、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料2に基づき説明。

今までの権利委員会での検証活動で、大事にしてきたところとして、子どもやその保護者、当事者に関わる関係団体も含めた方々へのヒアリング調査、そして子どもに関わる施策、事業を担当する部署の職員などへの対話調査という形で実施をしてきた。諮問内容に関する事業の検証などを行っていただき、市へ答申を行っている。

議論いただいているとおり、今回は諮問の方向性、視点が違うため、この調査の方向も検討し直ししながら進めていく必要があるかもしれない。皆さんと協議しながら進めたいと思う。

今期の諮問を踏まえて、委員会全体として検証活動をどう行っていくか、ヒアリングや対話調査の対象をどこにするかなどを皆さんと協議しながら進めていきたいと思う。

○加藤委員長 今御説明いただいたように、子どもの権利委員会は諮問に対して、ここでの議論、対話調査、ヒアリング調査というものを通して、それらを根拠に答申をつくり上げていく。もう一つは行動計画に対する評価ということを進めていくということで案を示していただいた。この点に関して、進め方とか流れに関して御意見や御質問はあるか。

○和泉委員 対話調査のこの対話先を検討するというのが次回以降の話であるんですが、この対話先というのは、過去どういった対話先があったのかという実績を教えてくださいませんか。

○事務局 前回は、8期委員会の報告書12ページにあるように対話調査を8回行った。、対話先は全部で10か所。前回の諮問が相談・救済機関の利用促進だったので、一時保護所、児童相談所を中心に、相談・救済機関が主な対話先となった。さらに、相談・救済機関ではないが、子どもが通ったりしているところ、例えば夢パークや、子ども会議、ゆうゆう広場などでも、相談につながる場面が多いので、支援学校も含めて対話調査を実施した。

○霜倉委員 ヒアリングで子どもや保護者等にヒアリングをして、ある程度まとめて、そのあとに、そこに関わっている機関のスタッフとか職員に対話調査という流れだったが、今回は逆にということか。

○加藤委員長 そのとおり。関係機関に話を聞きに行つて、それらを踏まえて、考えをあ

る程度まとめて、子どもたちに率直な声を聞くという流れを考えている。

○山岸委員 この対話調査とヒアリング調査は、活動計画案を見ると、1回ずつになっているが、例えば対話、ヒアリングを2回実施することもあり得るのか。

○加藤委員長 それは比較的柔軟に実施できると思う。

○事務局 先ほど委員長や安委員からもあったように、この委員会は大変だという話が合った。調査を1回ずつやっていただくだけでも、皆さんが手分けをするにしても結構大変な活動になる。一定程度、時期をまとめて皆さんで手分けしてやっていただく等、委員のみなさんにも負担が少ないように調査を進めていただければと思う。

○加藤委員長 何のために行くのかということ、委員会として共有していかないといけない。

○金子委員 今回の諮問の内容を受け止めが、非常に難しいと考えていた。対話調査しながら具体的にしていくというのがいいのか、それとも、対話先を選定する前にある程度、委員会としての受け止めをつくってから、対話先を選んでいかなきゃいけないのかなと考えていた。

○加藤委員長 恐らく対話先が子どもの権利を実現するような、何か要になるような場に行くという形になるのではと思っている。「子どもの権利を実現するためにこういうことをやっている」というところに行けると有意義な声が聞けるかもしれないと思っている。それは、皆さんが関わっている場も含めて考えていけるといいと思う。その他にあるか。

○和泉委員 この行動計画を見ていると、条例に書かれた責務の4つの当事者のうち、事業者に対するアクションというのが全く入っていない。これは何か歴史的経緯みたいなものがあるのか。

○事務局 基本的には、この行政計画は市の行動計画になるので、原則として行政がどのような形で進めていくかというような指針になるものというところで、事業者には何か義務づけるためのアクションを示していない。

○和泉委員 私自身、専門は経済学で社会保障論だが、その中でやっぱり育児・介護休業法や、次世代育成支援法で事業者に対して様々な責務を負わせている部分があり、条例でわざわざ二度書きしなくてもいいという部分はあると思うが、川崎市として、条例に書いてあるからには何かアクションがあったほうがいいのではと思った。

○事務局 今後の議論の中で、まだ不足していたりとか、できることは計画期間中でも評価をして取り入れることはできるので、御示唆いただければありがたいと思う。

○加藤委員長 子どもの権利条例に基づく計画をつくっている自治体は少ない。世田谷区の場合、条例はあるが、その計画は子ども・若者総合計画を当てている。川崎市は条例の中に行動計画をつくるとなっているの、こども・若者未来応援プランは、事業者ごとにこれをしなさい、あれをしなさいと書いてあるが、それとは別に、子どもの権利の行動計画をつくるということになっていて、和泉委員の御専門の他の計画との整合性についても課題になっていると思う。

この計画をより有効化するために、事業者にとって、親にとって、あるいは教員や職員にとって何をすることが必要なのかというところまで書き込んでもいいかもしれないと、先ほどの意見を聞きながら思った。それぞれの計画も縦割りになっている印象も受けた。

○事務局 委員長がおっしゃったように、子どもの権利に関する行動計画と、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援計画である、こども・若者の未来応援プランという川崎市の計画がある。こども・若者の未来応援プランには、こども未来局の事業、教育委員会がやっている事業、人権、公園なども政策の中に位置づけているし、当然次世代育成対策行動計画もあり、事業所向けのものも入っている。それらと整合性をどう取るのかも課題だと思っていて、今回計画の策定の中で仕組みとして入れていきたいと思っている。

○高石委員 行動計画の自己評価について、活動計画（案）を見ると、2026年8月ごろに予定されているが、これは1つ前の計画の評価についてになると思う。現状では、客観的、定量的な目標を設定できてないということだと思うがそのあたりはどうか。

○加藤委員長 9期の委員会で評価すべき計画は、まだ不十分である第7次計画で、ここで議論したことが8期に少し何か反映されるという感じになると思う。

○事務局 毎年の評価自体は各部署で自己評価をしており、それについては委員会にも共有させていただき、少し御意見もいただいているところ。まとまった評価につきましては、第7次の期間が終わって、第7次計画全体の評価を、今期の委員会でしていただく予定です。

○加藤委員長 この3か年計画が果たしてどのぐらいできたのかどうかというのを評価することになる。

○高石委員 もう一つ、ヒアリングと対話を逆にした理由は何かあるのか。

○加藤委員長 これも、また違った御意見があれば協議していただければと思うが、いきなり子どもにヒアリングに行くといった場合に、ある程度考えなり、こうしたほうがいいのかも思っているというものを持ってヒアリングしたほうがいいのかも感じている。なので、関係部署や団体等への対話をして、それをある程度まとめてヒアリングしてはどうかと考えて

いた。。

○高石委員 行動計画の自己評価が2026年9月か8月にあつて、対話の予定がそれより前にあるので、行動計画の評価後のほうがいいではと思った。こういう結果だったがどうかというようなイメージ。

もう1つ、ヒアリングの後、すぐ答申の提出予定になっているが、結構いろんな意見が出たときにはどうするのか疑問を感じた。

○加藤委員長 そのあたりは次回議論して決めていければと思う。どっちの調査を先行させると有意義に話を聞けるのかまた議論できればと思う。

○田上委員 0歳から18歳までが基本的にエリアに入ると先ほどお話があつたが、年齢によってアプローチが違うと思う。例えばこの絵（7次計画資料表紙）を見ても、赤ちゃんのイラストがない。言葉がしゃべれない子どもに対するアプローチは、やはり親が担ってくると思うが、そこへのヒアリングはあまりなかったのか。例えば産婦人科に通われている方とか。

○事務局 前は、外国に関わりのある家庭の子育てをされている方ということで、外国人子育てサロン（多摩区）でヒアリングを実施した。あと、地域子育て支援センターを利用されている乳幼児の保護者さんにもヒアリングを実施した。

○田上委員 2人目が生まれて手が足りず、家庭でお子さん（上の子）を見てほしいとか、その間にお風呂に入りたいとか、そういう要望ってたくさんあるが、大体皆さんこのことを知らない。もしパパママ学級、両親学級みたいところでこれをまず知っていたら相当違うと思うし、産婦人科とかでそういう話が聞けたら大分違うだろうと思う。

○加藤委員長 乳児期、幼児期の子は欠かせないという認識でいきたいと思う。

○事務局 乳幼児のお子さんとかその親に知っていただかなきゃいけないと、我々も思って、確かに母子手帳には、子どもの権利について少しですが書いてあるページがあり、条例をつくったときの大人へのメッセージとも掲載されている。その部分については母子保健所管課と少し話をして、中身もブラッシュアップしていかないといけないと思っております、計画策定の中でも検討したい。

○蔣委員 母子手帳の話を伺えてよかった。それをぜひ多言語版の中にも入れてほしい。前回、外国籍の子どもたちの多摩区の調査を担当したが、権利というのは意識がなかったように感じた。調査に行くときには、こちらも子どもの権利についての説明を用意したほうがいいと思っていた。

○加藤委員長 権利という言葉と実生活が何か少しずれていたり、少し乖離していたりと

ということがあるので、権利ということは何だろうということを含めて共有して持っていくようにしたいと思う。

○蔣委員 田上委員からもあったように、親たちに対して権利の説明も含めて持っていかないと、なかなか難しいと感じた。

○事務局 蔣委員がおっしゃるとおり、条例があること自体や、そもそも意識や、どう考えているのかというのは国ごとに違う場合もあると思う。委員長がおっしゃったようにアプローチの仕方として、まずは条例や子どもの権利があるということを説明してからヒアリングするというのはいいと思う。

○寺島委員 お話を聞いていて、まさに今やるべきことというのが落ちてきたように思う。多分権利というのは、こういうものを読み慣れている人にとっては訴えやすいんだけど、一般市民からすると、「権利って…」という感じなのかなと感じると思う。

今回の諮問にあるような、守られた状態というか、その状態像みたいなものを改めて考え直して、今回お話を聞きに行くときにも、こういう状態にしたいんだ、それが守られているのかというようなアプローチで聞きに行けるのではないかと思った。

○加藤委員長 以上で全ての議事を終了しましたので、事務局にお返りする。  
ありがとうございました。

### 3 閉会